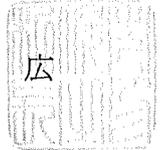


令和7年(2025年)4月9日付け札幌市告示第1531号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和7年(2025年)6月11日

札幌市長 秋 元 克 広



記

1 訂正する内容

令和7年札幌市告示第1531号の工事番号「25(建)第0056号」工事名「(仮称)藻岩・啓北商業再編新設校新築ほか工事(主体工事)」に係る設計図書の一部及び入札日等下記のとおり訂正する。

2 設計図書及び入札日等の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和 7 年（2025 年）4 月 9 日

札幌市長 秋元 克広

記

8 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 下記 (3) に定める交付期間の毎日、午前 1 時 00 分から午後 11 時 00 分まで、札幌市入札情報サービスシステム (PPI) においてダウンロードすることができる。

(<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/nyusatsujoho/index.html>)

(2) 下記 (3) に定める交付期間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで、上記 1 に示す契約担当部局においても交付する。

(3) 交付期間

令和 7 年 4 月 9 日（水）から令和 7 年 6 月 30 日（月）まで

10 入札書の提出方法並びに入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法により入札書を提出すること。ただし、原則として、電子入札システムにより申請書を提出した場合は、電子入札システムにより入札書を提出

すること。

ア 電子入札システムによる提出

イ 紙の持参による提出

ウ 郵送による提出

(ただし、紙の持参及び郵便による入札の提出場所(あて先)は上記1に同じ)

(2) 入札書受付期間

ア 電子入札システムによる場合

令和7年6月27日(金) から **令和7年6月30日(月)** まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

(午前8時00分から午後8時00分まで。ただし、最終日は午後5時00分まで)

イ 持参による場合

令和7年6月27日(金) から **令和7年6月30日(月)** まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

(午前8時45分から午後5時15分まで)

ウ 郵送による場合

入札参加資格確認結果通知日から **令和7年6月30日(月)** まで

(午後5時15分まで必着のこと)

(3) 開札予定日時

令和7年7月1日(火) 午前9時30分

(4) 開札場所

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所本庁舎14階財政局入札室

15 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Construction of the new Moiwa-Keihoku Commercial High School and other construction work.
- (2) Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 17:00 on Apr.25 (Fri), 2025.
- (3) Time limit for the submission of tenders: 17:00 on **Jun. 30 (Mon), 2025.**
- (4) Contact point for the notice: Contract Management Section, Municipal Properties Management Department, Finance Bureau, City of Sapporo, Kita 1-jo Nishi 2-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8611 Japan.
TEL 011-211-2442 FAX 011-218-5146

入 札 説 明 書 訂 正 版

札幌市の（仮称）藻岩・啓北商業再編新設校新築ほか工事（主体工事）に係る入札告示に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

11 設計図書の閲覧

(1) 本工事に係る設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和7年4月9日（水）から**令和7年6月30日（月）**までの土曜日
日曜日及び休日を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分まで

イ 閲覧場所 〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所本庁舎14階財政局閲覧室 棚番号 1番

(2) 設計図書（図面含む）については、札幌市入札情報サービスよりダウンロードすることができる（電子入札システムからログインすることが必要となる）。

(3) 設計図書等に対する質問がある場合においては、次に従い、電子入札システム、送付、FAX又は持参により提出すること。なお、電子入札システムを利用する場合、質問事項は説明要求内容欄にできるだけ直接入力することとし、同欄には質問者の名称等は入力しないこと。

ア 提出期間 令和7年4月9日（水）から**令和7年6月18日（水）**までの土曜日、
日曜日及び休日を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分まで
（電子入札システムにおいては、午前8時00分から午後8時00分まで）

イ 提出場所 上記2に同じ

(4) (3)の質問に対する回答は、質問者に対しては、電子入札システム又はFAX等により回答する。また、次のとおり閲覧に供するほか、電子入札システムにおいても閲覧することができる。

ア 閲覧期間 令和7年4月9日（水）から**令和7年6月30日（月）**までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分まで（電子入札システムにおいては、午前8時00分から午後8時00分まで）

イ 閲覧場所 〒060-8611
札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市役所本庁舎14階財政局閲覧室

12 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札期間

ア 電子入札システムによる入札

令和7年6月27日（金）から**令和7年6月30日（月）**まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

（午前8時00分から午後8時00分まで。ただし、最終日は午後5時00分まで）

イ 持参による入札

令和7年6月27日（金）から**令和7年6月30日（月）**まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

（午前8時45分から午後5時15分まで）

ウ 郵送による入札

入札参加資格確認結果通知日から**令和7年6月30日（月）**まで

（午後5時15分まで必着のこと）

(2) 持参又は郵送による入札書の提出場所

上記2に同じ

(3) 開札予定日時

令和7年7月1日（火） 午前9時30分

(4) 開札場所

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室

入札保証金 徴収する。ただし、利付国債の提供、金融機関等の保証、入札保証保険（定額補填方式）又は金融機関等若しくは保証事業会社と契約保証の予約の契約によることができる。

① 入札保証金の納付期間

令和7年5月21日から、令和7年6月27日まで

② 指定金融機関等の領収印のある領収済の納付書・領収書の写しの提出期間

令和7年5月21日から、令和7年6月30日まで

③ 利付国債の証券、金融機関等の保証証書、入札保証保険証券又は契約保証の予約の証書の提出期間

令和7年5月21日から、令和7年6月30日まで

④ 入札保証保険及び入札保証の保証期間

証券等の提出の日から、令和7年10月31日までを含んだ日

※ 詳細は、「入札保証金の取扱いに係る入札説明書」を参照

外構解体		基盤整備		構造物撤去工		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
看板 とりこわし		1	か所			
自転車置き場 -1 とりこわし	L=3.00m	1	か所			
鉄棒とりこわし		1	か所			
鋼製ボードとりこわし		1	か所			
水飲み場とりこわし		1	か所			
朝礼台とりこわし		1	か所			
H型鋼とりこわし		4	か所			
コンクリートたたきとりこわし		1	か所			
セクターボードとりこわし		6	か所			
壁打ちボードとりこわし		1	か所			
ワットとりこわし		3	か所			
防球フェンスとりこわし		1	か所			
外柵とりこわし	H=2.00m 格子フェンスとりこわし含む	1	か所			
外柵とりこわし	H=1.75m 格子フェンスとりこわし含む	1	か所			
外柵とりこわし	H=1.50m 格子フェンスとりこわし含む	1	か所			
(樹木抜根)						
伐採抜根	幹周15～25cm未満 人力	5	本			
伐採抜根	幹周25～40cm未満 機械併用	12	本			
伐採抜根	幹周40～60cm未満 機械併用	15	本			
高尺柵フェンスとりこわし	H=10.0m 65m	1	式			別紙 00-0085

外構解体		基盤整備		構造物撤去工		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
看板 とりこわし		1	か所			
自転車置き場 -1 とりこわし	L=3.00m	1	か所			
鉄棒とりこわし		1	か所			
鋼製ボードとりこわし		1	か所			
水飲み場とりこわし		1	か所			
朝礼台とりこわし		1	か所			
H型鋼とりこわし		4	か所			
コンクリたたきとりこわし		1	か所			
セクターボードとりこわし		6	か所			
壁打ちボードとりこわし		1	か所			
ワットとりこわし		3	か所			
防球フェンスとりこわし		1	か所			
外柵とりこわし	H=2.00m 格子フェンスとりこわし含む	1	か所			
外柵とりこわし	H=1.75m 格子フェンスとりこわし含む	1	か所			
外柵とりこわし	H=1.50m 格子フェンスとりこわし含む	1	か所			
(樹木抜根)						
伐採抜根	幹周15～25cm未満 人力	5	本			
伐採抜根	幹周25～40cm未満 機械併用	12	本			
伐採伐根	幹周40～60cm未満 機械併用	13	本			
伐採伐根	幹周60～80cm未満 機械併用	4	本			
高尺柵フェンスとりこわし	H=10.0m 65m	1	式			別紙 00-0085

格技場解体(付属棟含む)		発生材処分		積込・運搬・処分		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
発生材積込		1	式			別紙 00-0082
(建築)						
ｺﾝｸﾘｰﾄ類 集積、積込み	機 械	391	m3			外構解体発生材含
内装材 積込み	機 械	153	m3			外構解体発生材含
内装材 積込み	機 械	13.6	m3			ﾌｽﾞｽﾄ
(機械)						
ｺﾝｸﾘｰﾄ類 集積、積込み	機 械	3.07	m3			ｺﾝｸﾘｰﾄ
発生材積込み	ﾌﾞｰﾄﾞ・木材類 人力	0.99	m3			混廃
発生材積込み	ﾌﾞｰﾄﾞ・木材類 人力	0.33	m3			保温材
発生材積込み	ﾌﾞｰﾄﾞ・木材類 人力	0.99	m3			塩ビ
発生材積込み	ﾌﾞｰﾄﾞ・木材類 人力	1.29	m3			金属(配管)
発生材積込み	ﾌﾞｰﾄﾞ・木材類 人力	1.06	m3			金属(LN管)
内装材 積込み	機 械	2.71	m3			金属(機器)
(電気)						
発生材積込み	ｺﾝｸﾘｰﾄ類 人力	0.65	m3			
発生材積込み	ﾌﾞｰﾄﾞ・木材類 人力	0.16	m3			
計						

格技場解体(付属棟含む)		発生材処分		積込・運搬・処分		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
発生材積込		1	式			別紙 00-0082
(建築)						
ｺﾝｸﾘｰﾄ類 集積、積込み	機 械	391	m3			外構解体発生材含
内装材 積込み	機 械	154	m3			外構解体発生材含
内装材 積込み	機 械	13.6	m3			ﾌﾞﾗｽﾄ
(機械)						
ｺﾝｸﾘｰﾄ類 集積、積込み	機 械	3.07	m3			ｺﾝｸﾘｰﾄ
発生材積込み	ﾌﾞｰﾄﾞ・木材類 人力	0.99	m3			混廃
発生材積込み	ﾌﾞｰﾄﾞ・木材類 人力	0.33	m3			保温材
発生材積込み	ﾌﾞｰﾄﾞ・木材類 人力	0.99	m3			塩ビ
発生材積込み	ﾌﾞｰﾄﾞ・木材類 人力	1.29	m3			金属(配管)
発生材積込み	ﾌﾞｰﾄﾞ・木材類 人力	1.06	m3			金属(LN管)
内装材 積込み	機 械	2.71	m3			金属(機器)
(電気)						
発生材積込み	ｺﾝｸﾘｰﾄ類 人力	0.65	m3			
発生材積込み	ﾌﾞｰﾄﾞ・木材類 人力	0.16	m3			
計						

格技場解体(付属棟含む)		発生材処分		積込・運搬・処分		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
発生材運搬		1	式			別紙 00-0083
(建築)						
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 無筋コンクリート類 DID区間有り 6.0km以下	231	m3			鉄筋コ
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 無筋コンクリート類 DID区間有り 6.0km以下	100	m3			無筋コ
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 無筋コンクリート類 DID区間有り 31.5km以下	0.4	m3			ガラス・陶磁器
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 無筋コンクリート類 DID区間有り 11.0km以下	59.9	m3			がれき
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 木材類 DID区間有り 19.5km以下	22.9	m3			木材
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 石こうボード類 DID区間有り 19.5km以下	5.5	m3			金属類(アルミ)
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 石こうボード類 DID区間有り 19.5km以下	46.4	m3			金属類(スチール)
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 石こうボード類 DID区間有り 19.5km以下	35.2	m3			鉄骨屑
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 石こうボード類 DID区間有り 19.5km以下	0.8	m3			ボード類
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 木材類 DID区間有り 19.5km以下	0.8	m3			廃プラスチック
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 木材類 DID区間有り 19.5km以下	21.5	m3			廃プラスチック(発泡製品)
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 石こうボード類 DID区間有り 60.0km以下	3.5	m3			アスファルト防水
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 木材類 DID区間有り 31.5km以下	16.6	m3			ガラスウール
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 石こうボード類 DID区間有り 31.5km以下	13.6	m3			アスベスト
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 無筋コンクリート類 DID区間有り 11.0km以下	101	m3			アスファルト
(機械)						
撤去材運搬	ダンプトラック 4t積級 バ ックホ 0.28m3 無筋コンクリート類 DID区間有り 7.0km以下	3.07	m3			コンクリート
撤去材運搬	ダンプトラック 2t積級 人力積込 木材類 DID区間有り 23.0km以下	0.99	m3			混廃

格技場解体(付属棟含む)		発生材処分		積込・運搬・処分		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
発生材運搬		1	式			別紙 00-0083
(建築)						
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 無筋コンクリート類 DID区間有り 6.0km以下	231	m3			鉄筋コ
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 無筋コンクリート類 DID区間有り 6.0km以下	100	m3			無筋コ
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 無筋コンクリート類 DID区間有り 31.5km以下	0.4	m3			ガラス・陶磁器
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 無筋コンクリート類 DID区間有り 11.0km以下	59.9	m3			がれき
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 木材類 DID区間有り 19.5km以下	23.7	m3			木材
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 石こうボード類 DID区間有り 19.5km以下	5.5	m3			金属類(アルミ)
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 石こうボード類 DID区間有り 19.5km以下	46.4	m3			金属類(スチール)
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 石こうボード類 DID区間有り 19.5km以下	35.2	m3			鉄骨屑
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 石こうボード類 DID区間有り 19.5km以下	0.8	m3			ボード類
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 木材類 DID区間有り 19.5km以下	0.8	m3			廃プラスチック
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 木材類 DID区間有り 19.5km以下	21.5	m3			廃プラスチック(発泡製品)
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 石こうボード類 DID区間有り 60.0km以下	3.5	m3			アスファルト防水
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 木材類 DID区間有り 31.5km以下	16.6	m3			ガラスウール
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 石こうボード類 DID区間有り 31.5km以下	13.6	m3			アスベスト
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バ ックホ 0.8m3 無筋コンクリート類 DID区間有り 11.0km以下	101	m3			アスファルト
(機械)						
撤去材運搬	ダンプトラック 4t積級 バ ックホ 0.28m3 無筋コンクリート類 DID区間有り 7.0km以下	3.07	m3			コンクリート
撤去材運搬	ダンプトラック 2t積級 人力積込 木材類 DID区間有り 23.0km以下	0.99	m3			混廃

格技場解体(付属棟含む)		発生材処分		積込・運搬・処分		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
発生材処分		1	式			別紙 00-0084
(建築)						
建設廃棄物等処理 手数料(コンクリート塊)	有筋 再生有 条件注意 持込 B	555	t			鉄筋コ
建設廃棄物等処理 手数料(コンクリート塊)	無筋 再生有 条件注意 持込 B	230	t			無筋コ
建設廃棄物等処理 手数料(がれき)	ガラス、陶器くず 埋立て 条件注意 持込 山口処理場 消費税10%適用	1.1	t			ガラス・陶磁器
建設廃棄物等処理 手数料(がれき)	軽量ブロック・軽量EIL埋立て 条件注意 持込 A	39.1	t			がれき類
建設廃棄物等処理 手数料(木くず)	建設廃材 再生有 条件注意 持込 A 循環税相当額含	14	t			木材
建設廃棄物等処理 手数料(石膏ボード ・選別)	廃石膏ボード 選別 条件注意 持込 C 循環税相当額含	0.6	t			ボード類
建設廃棄物等処理 手数料(プラスチック)	軟質プラスチック製品類 再生有 条件注意 持込 B 循環税相当額含	0.9	t			廃プラスチック
建設廃棄物等処理 手数料(発泡製品)	発泡製品類(断熱材類) 再生有 条件注意 持込 B 循環税相当額含	0.7	t			廃プラスチック(発泡製品)
建設廃棄物等処理 手数料(防水材)	アスファルト防水材 埋立て 条件注意 持込 A	5.9	t			アスファルト防水
建設廃棄物等処理 手数料(がれき)	ガラス、陶器くず 埋立て 条件注意 持込 山口処理場 消費税10%適用	0.4	t			ガラスコ
建設廃棄物等処理 手数料(非飛散性ア スベスト)	アスベスト含有成型材 埋立て 条件注意 持込 B	27.1	t			アスベスト
建設廃棄物等処理 手数料(アスファルト塊)	アスファルト塊 再生有 - 持込 D 循環税相当額含	218	t			
(機械)						
建設廃棄物等処理 手数料(コンクリート塊)	無筋 再生有 条件注意 持込 B	2.74	t			コンクリート
建設廃棄物等処理 手数料 (混合廃棄物)	解体混合物 再生有 条件注意 持込 C 循環税相当額含	0.03	t			混廃
建設廃棄物等処理 手数料(混合廃棄 物)	保温材類(グラスウール、紙付着有) 埋立 持込	0.01	t			保温材
建設廃棄物等処理 手数料(プラスチック)	塩ビ、FRP、中空製品類 再生有 条件注意 持込 B 循環税相当額含	0.15	t			塩ビ
(電気)						

格技場解体(付属棟含む)		発生材処分		積込・運搬・処分		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
発生材処分		1	式			別紙 00-0084
(建築)						
建設廃棄物等処理 手数料(コンクリート塊)	有筋 再生有 条件注意 持込 B	555	t			鉄筋コ
建設廃棄物等処理 手数料(コンクリート塊)	無筋 再生有 条件注意 持込 B	230	t			無筋コ
建設廃棄物等処理 手数料(がれき)	ガラス、陶器くず 埋立て 条件注意 持込 山口処理場 消費税10%適用	1.1	t			ガラス・陶磁器
建設廃棄物等処理 手数料(がれき)	軽量ブロック・軽量EIL埋立て 条件注意 持込 A	39.1	t			がれき類
建設廃棄物等処理 手数料(木くず)	建設廃材 再生有 条件注意 持込 A 循環税相当額含	15.2	t			木材
建設廃棄物等処理 手数料(石膏ボード ・選別)	廃石膏ボード 選別 条件注意 持込 C 循環税相当額含	0.6	t			ボード類
建設廃棄物等処理 手数料(プラスチック)	軟質プラスチック製品類 再生有 条件注意 持込 B 循環税相当額含	0.9	t			廃プラスチック
建設廃棄物等処理 手数料(発泡製品)	発泡製品類(断熱材類) 再生有 条件注意 持込 B 循環税相当額含	0.7	t			廃プラスチック(発泡製品)
建設廃棄物等処理 手数料(防水材)	アスファルト防水材 埋立て 条件注意 持込 A	5.9	t			アスファルト防水
建設廃棄物等処理 手数料(がれき)	ガラス、陶器くず 埋立て 条件注意 持込 山口処理場 消費税10%適用	0.4	t			ガラスコ
建設廃棄物等処理 手数料(非飛散性ア スベスト)	アスベスト含有成型材 埋立て 条件注意 持込 B	27.1	t			アスベスト
建設廃棄物等処理 手数料(アスファルト塊)	アスファルト塊 再生有 - 持込 D 循環税相当額含	218	t			
(機械)						
建設廃棄物等処理 手数料(コンクリート塊)	無筋 再生有 条件注意 持込 B	2.74	t			コンクリート
建設廃棄物等処理 手数料 (混合廃棄物)	解体混合物 再生有 条件注意 持込 C 循環税相当額含	0.03	t			混廃
建設廃棄物等処理 手数料(混合廃棄 物)	保温材類(グラスウール、紙付着有) 埋立 持込	0.01	t			保温材
建設廃棄物等処理 手数料(プラスチック)	塩ビ、FRP、中空製品類 再生有 条件注意 持込 B 循環税相当額含	0.15	t			塩ビ
(電気)						

41 情報共有システム	<p>(1)本工事は、工事関係者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの利用対象工事である。</p> <p>(2)受注者は、本工事で利用する情報共有システムを選定し、監督職員の承諾を得ること。(本工事に係る別途工事がある場合は、同一のシステムを利用すること。)</p> <p>(3)本工事で利用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。 (ア)利用期間:工事の引き渡しまで (イ)システム利用者:発注者、受注者、工事監理業務受注者</p> <p>(4)本工事における情報共有システムは、契約締結後、1ヶ月を目安に利用を開始すること。</p> <p>(5)詳細な運用方法については、監督職員と協議すること。</p> <p>(6)情報共有システムの使用にあたり、利用方法の内容を明確にした使用計画書を使用開始前に提出すること。</p> <p>(7)その他の事項については、「札幌市都市局営繕工事情報共有システム実施要領」(工事着手日時点の最新版を適用)による。</p>
42 情報共有システム選択型工事	<p>(1)受注者は、工事関係者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図ることを目的に、情報共有システムの利用を検討すること。</p> <p>(2)受注者は、情報共有システムの活用を希望する場合は、契約後、発注者へ協議を行うこと。(本工事に係る別途工事がある場合は、同一のシステムを利用すること。)</p> <p>(3)詳細な運用方法については、監督職員と協議すること。</p> <p>(4)情報共有システムの使用にあたり、利用方法の内容を明確にした使用計画書を使用開始前に提出すること。</p> <p>(5)その他の事項については、「札幌市都市局営繕工事情報共有システム実施要領」(工事着手日時点の最新版を適用)による。</p>
43 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用試行工事	<p>(1)この工事は、建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事の試行対象である。</p> <p>(2)建設キャリアアップシステム(CCUS)活用についての詳細は「建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」(工事着手日時点の最新版を適用)を参照すること。</p>
44 個人情報の取扱いについて	<p>個人情報の取扱いについては、「個人情報の取扱いに関する特記事項」によるものとする。</p> <p>なお、市民の声整理表、事故報告書など、工事関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合は「特記事項」による個人情報の取扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、「個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書(様式1-1)」を提出すること。</p>

2章 仮設工事

01 監督職員事務所	<p>面積(・20㎡程度・35㎡程度・65㎡程度・100㎡程度) (2.3.1)</p> <p>備品[・机()・椅子()・書棚()・製図板()・掛時計()・寒暖計() ・ゴム長靴()・雨かっぱ()・保護帽子()・懐中電灯() ・安全帯()・衣類カ()・消火器()・湯沸器() ・掃除具()・受注者加入電話の予備機()] ()内は数量 設備[・電灯・給排水・その他()]</p>
02 仮囲い	<p>[・鉄板製(H:3,000mm)[・現場塗装(片面) 塗装なし] [・カーテンフェンス(H:1,800mm)] [・仮門(パネルゲート・クロスゲート)(H:4,500mm W:5,400mm)]</p>
03 工事用水	<p>構内既存の施設 ※利用できない・利用できる(※有償・無償)</p>
04 工事用電力	<p>構内既存の施設 ※利用できない・利用できる(※有償・無償)</p>
05 工事用仮設道路	<p>範囲は図示による 材料(・再生クワシラン 敷鉄板t22)</p>
06 危険防止	<p>・金網張 金網式養生柵 防災シート(※I類 II類) ・ネット養生シート 養生防護柵</p>
07 安全対策	<p>特記事項 図示による ※手すり先行足場 [手すり先行足場を使用する場合は「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月策定)」による] (2.2.4)</p>
08 快適トイレの設置	<p>(2.3.1)</p> <p>(1)受注者は、当該工事の現場内に仮設トイレを設置する場合は、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的に、快適トイレの設置を検討する。</p> <p>(2)快適トイレの設置については、「快適トイレ設置試行工事要領」(工事着手日時点の最新版を適用)に基づき実施する。</p>

09 工事標識	<p>工事に先立ち監督職員の指示する位置に設置する。 (2.3.1)</p> <p>種別 ※Aタイプ(縦850×横1760) ・Bタイプ(縦850×横800)</p> <p>表面材:着色カー鉄板白色厚0.35mm、文字は黒色とする。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">工事標識</td> <td>工事名</td> <td>工事</td> </tr> <tr> <td>工事期間</td> <td>令和 年 月 日～令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>受注者</td> <td>会社</td> </tr> <tr> <td>(発注担当)</td> <td>札幌市都市局建築部建築工事課 Tel(211)2824</td> </tr> </table>	工事標識	工事名	工事	工事期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	受注者	会社	(発注担当)	札幌市都市局建築部建築工事課 Tel(211)2824
工事標識	工事名		工事							
	工事期間		令和 年 月 日～令和 年 月 日							
	受注者		会社							
	(発注担当)	札幌市都市局建築部建築工事課 Tel(211)2824								

3章 土工事

01 排水	<p>排水工法 () (3.2.2)</p> <p>排水処理の方法 ()</p>
02 埋戻し及び盛土	<p>種別(・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・汚泥再生材) (3.2.3)(表 3.2.1)</p> <p>C種の発生場所() 受入量(m³)</p>
03 建設発生土の処理	<p>※指定地へ搬出 (3.2.5)</p> <p>搬出先((仮称)北部事業予定地) 運搬距離(19.6 km)</p> <p>住所(札幌市東区中沼町 136 ほか)</p> <p>搬出先((仮称)北部事業予定地) 運搬距離(22.3 km)</p> <p>住所(小樽市銭函 4 丁目 157-1)</p> <p>構内指示の場所に運搬(堆積・敷均し)</p> <p>工法(親杭横矢板工法) 施工範囲(※図示による) (3.3.1)(3.3.2)</p> <p>構造(タイプ1:横矢板 t40・H-400×400×13×21@1000・11m・頭継ぎ[-200×90×8×13.5、タイプ2:横矢板 t50・H-350×350×12×19@1500・9m) 土質</p> <p>山留め周囲の上載圧(10kN/m²) 地下水位(GL-6.7~7.2m)</p> <p>山留めの撤去(※撤去する・存置する) (3.3.3)</p>
04 山留め	
05 汚泥再生材の使用	<p>(1)本工事で使用する汚泥再生材は、1章5節に示す施設より購入する。</p> <p>(2)使用にあたり、以下の基準を満たしていることを確認し、資料を監督職員に提出する。</p> <p>(ア)土壌環境基準(平成3年環境庁告示第46号)および土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年環境省告示第19号)に適合すること。</p> <p>(イ)コン指数 800kN/m²以上の強度(国土交通省省令に定める第2種処理土以上)を持つものであること(試験については処理施設で実施)。</p> <p>(3)上記により難しい場合は、監督職員と協議する。</p>

4章 地業工事

01 試験	<p>試験杭(※行う・行わない) (4.2.2)</p> <p>位置は図示によるほか監督職員との協議による。</p> <p>本数(・最初の1本・本) 杭種(※本杭と同じ・)</p> <p>杭長(※本杭と同じ・m) 杭径(※本杭と同じ・)</p> <p>杭の載荷試験(・行う・行わない) (4.2.3)</p> <p>種類(・鉛直載荷・水平載荷)</p> <p>位置、本数、載荷重又報告書の記載事項は図示による。</p> <p>地盤の平板載荷試験(・行う・行わない) (4.2.4)</p> <p>試験方法(※段階式載荷・段階式繰返し載荷)</p> <p>位置、載荷重又報告書の記載事項は図示による。</p>																						
02 既製コンクリート杭及び鋼杭地業	<p>杭種 (4.3.2)(4.3.4)(4.3.5)(4.3.6)(4.4.2)(4.4.4)(4.4.5)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">区分、種類</th> </tr> <tr> <td>・遠心カコンクリート杭</td> <td>・PHC杭(JIS A 5373) (・A種・B種・C種)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・RC杭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・鋼杭</td> <td>・先端羽付回転換入鋼管杭</td> </tr> </table> <p>杭形状等</p> <table border="1"> <tr> <td>杭長(m)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>断面寸法(mm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計支持力(kN)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先端形状</td> <td>・閉塞形(平たん)・開放形・半開放形</td> </tr> <tr> <td>継手工法</td> <td>・アーク溶接・機械式継手</td> </tr> </table> <p>工法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セメントミルク工法(4.3.4) ・アースカーの支持地盤への掘削深さ(・1.5m程度) 杭の支持地盤への根入れ深さ(・1m以上) ・建築基準法に基づく(認定)特定埋込工法(4.3.5) (工法:) 	区分、種類		・遠心カコンクリート杭	・PHC杭(JIS A 5373) (・A種・B種・C種)		・RC杭		・	・鋼杭	・先端羽付回転換入鋼管杭	杭長(m)		断面寸法(mm)		設計支持力(kN)		本数		先端形状	・閉塞形(平たん)・開放形・半開放形	継手工法	・アーク溶接・機械式継手
区分、種類																							
・遠心カコンクリート杭	・PHC杭(JIS A 5373) (・A種・B種・C種)																						
	・RC杭																						
	・																						
・鋼杭	・先端羽付回転換入鋼管杭																						
杭長(m)																							
断面寸法(mm)																							
設計支持力(kN)																							
本数																							
先端形状	・閉塞形(平たん)・開放形・半開放形																						
継手工法	・アーク溶接・機械式継手																						

誤

03 場所打ちコンクリート杭地業	<p>支持地盤は図示による。 (4.3.4)(4.3.5)(4.4.4)</p> <p>杭の水平方向の位置ずれの精度 (4.3.4)(4.3.5)(4.4.4)</p> <p>(・100mm以下・図示による)</p> <p>杭頭の処理は図示による。 (4.3.8)(4.4.6)</p> <p>施工記録の管理・報告</p> <p>電流値等の施工データ(アナログ式記録機械においては記録紙の原本)について、1日の作業終了時に杭施工業者よりそのコピーを受け取り、施工報告書に疑義が生じた場合には照合を行えるよう管理する。</p> <p>杭毎に施工管理記録を作成し、支持層到達の判断根拠となる資料とともに、1日の施工分を翌日中に工事監理者へ報告する。</p> <p>関連告示等の順守</p> <p>(1)基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置について【国土交通省告示第四百六十八号(平成28年3月4日)】</p> <p>(2)基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン【国土交通省住宅局】</p> <p>(3)既製コンクリート杭施工管理指針【一般財団法人日本建設業連合会】</p> <p>材料等 (4.5.4)</p> <p>鉄筋の種類、配筋、径は図示による。</p> <p>かぶり厚(mm)(・)</p> <p>セメントの種類(※高炉セメントB種・) (4.5.4)(表 6.3.1)</p> <p>スラブ(・18cm・)</p> <p>コンクリート 設計基準強度(Fc= N/mm²)</p> <p>割増(※3N/mm²・6N/mm²)</p> <p>種別(・A種・B種) (表 4.5.1)</p> <p>杭の施工法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所打ち鋼管コンクリート杭工法(建築基準法に基づく) (4.5.6) ・払底杭工法(建築基準法に基づく) (4.5.6) ・上記以外の工法(・アースドリル工法・リバーシ工法・オールケーシング工法) (4.5.5) <p>杭の形状及び支持地盤は図示による。 (4.5.5)(4.5.6)</p> <p>杭の水平方向の位置ずれの精度(・100mm以下・図示による) (4.5.5)</p> <p>孔壁の超音波測定器による確認(・行う・行わない) (4.5.5)</p> <p>材料(・砂・切込砂利・切込砕石 ※再生クワシラン) (4.6.2)</p> <p>厚さ(※60mm 図示) (4.6.3)</p> <p>設計基準強度(・15N/mm² ※18N/mm²) (4.6.4)(6.14.1)</p> <p>スラブ([15cm・18cm])</p> <p>厚さ(※50mm・) ()</p> <p>材料(※ポリエチレンフィルムt0.15mm・) 範囲は図示による。 (4.6.2)(4.6.5)</p>
04 砂利及び砂地業	
05 捨コンクリート地業	
06 床下防湿層	

5章 鉄筋工事

01 鉄筋の種類	<p>鉄筋の種類 (表 5.2.1)</p> <table border="1"> <tr> <th>種別 JIS G 3112</th> <th>径</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>[SD295]</td> <td>D 16 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[SD345]</td> <td>D 19~25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[SD390]</td> <td>D 29 以上</td> <td></td> </tr> </table> <p>適用箇所は図示による</p>	種別 JIS G 3112	径	備考	[SD295]	D 16 以下		[SD345]	D 19~25		[SD390]	D 29 以上	
種別 JIS G 3112	径	備考											
[SD295]	D 16 以下												
[SD345]	D 19~25												
[SD390]	D 29 以上												
02 溶接金網	<p>溶接金網</p> <p>網目の形状(※レギュラー溶接金網・デザイン溶接金網)</p> <p>網目の寸法(mm)([100×100・150×150]) (5.2.2)</p> <p>鉄線の径(・3.2mm [6.0mm] 規格番号 JIS G 3551)</p>												
03 加工	<p>90°未満の折り曲げの内法直径(※構造特記による) (5.3.2)</p>												
04 継手及び定着	<p>継手 (5.3.4)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">適用箇所</th> </tr> <tr> <td>[重ね継手]</td> <td>・D16 以下</td> </tr> <tr> <td>[ガス圧接継手(5.4節)]</td> <td>・D19 以上</td> </tr> <tr> <td>・機械式継手(5.5.2)</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・溶接継手(5.5.3)</td> <td>・</td> </tr> </table> <p>継手位置(※構造特記による・標仕 各部配筋 参考図による)</p> <p>柱及び梁の主筋の鉄筋重ね継手の長さ(※構造特記による)</p> <p>耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さ</p> <p>(※40dと表 5.3.2のうち大きい値・構造特記による)</p> <p>鉄筋の定着長さ(※表 5.3.4による・図示による)</p> <p>機械式定着工法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用する 適用箇所(・図示による・) 種類(・図示による・) <p>ガス圧接継手の抜取試験(※超音波探傷試験・引張試験) (5.4.10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塩害を受けるおそれのある部分、耐久性上不利な箇所(※図示による) <p>機械式継手及び溶接継手 (5.5.3)(5.6.3)</p>	適用箇所		[重ね継手]	・D16 以下	[ガス圧接継手(5.4節)]	・D19 以上	・機械式継手(5.5.2)	・	・溶接継手(5.5.3)	・		
適用箇所													
[重ね継手]	・D16 以下												
[ガス圧接継手(5.4節)]	・D19 以上												
・機械式継手(5.5.2)	・												
・溶接継手(5.5.3)	・												

05 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	<p>種類(※図示による)</p> <p>品質の確認方法(※図示による)</p> <p>継手部の試験工法(・外観試験・超音波探傷試験) (5.5.5)(5.6.5)</p> <p>試験項目及び試験方法(※図示による)</p> <p>不合格となった継手の修正方法等(※図示による)</p>
06 各部配筋	<p>※構造図、構造特記仕様書による (5.3.7)</p> <p>・標仕 各部配筋 参考図による(図中の【その他記載すべき事項】は図示による)</p>

6章 コンクリート工事

01 コンクリートの種類等	<p>コンクリートの種類【※普通コンクリート・軽量コンクリート・特殊コンクリート(構造特記による)・建築基準法第37条第二号に規定されたコンクリート(構造特記による)】 (6.2.1)</p> <p>コンクリートの類別(※I類・II類) (6.2.1)(表 6.2.1)</p> <p>所要気乾単位容積質量</p> <p>軽量コンクリート(※表 6.10.1による・) (6.10.2)</p>																		
02 コンクリートの強度及びスラブ	<p>コンクリートの強度及びスラブ (6.2.2)(6.2.4)(表 6.2.2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計基準強度</th> <th>スラブ(cm)</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※ 21N/mm²</td> <td>・15・18</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[30N/mm²]</td> <td>[15基礎・地中梁]</td> <td>校舎棟</td> </tr> <tr> <td>[33 N/mm²]</td> <td>[18基礎・地中梁以外]</td> <td>屋内運動場棟</td> </tr> <tr> <td>[24 N/mm²]</td> <td></td> <td>渡り廊下棟</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>外構は詳細図による</td> </tr> </tbody> </table>	設計基準強度	スラブ(cm)	施工箇所	※ 21N/mm ²	・15・18		[30N/mm ²]	[15基礎・地中梁]	校舎棟	[33 N/mm ²]	[18基礎・地中梁以外]	屋内運動場棟	[24 N/mm ²]		渡り廊下棟			外構は詳細図による
設計基準強度	スラブ(cm)	施工箇所																	
※ 21N/mm ²	・15・18																		
[30N/mm ²]	[15基礎・地中梁]	校舎棟																	
[33 N/mm ²]	[18基礎・地中梁以外]	屋内運動場棟																	
[24 N/mm ²]		渡り廊下棟																	
		外構は詳細図による																	
03 構造体コンクリートの仕上げ	<p>合板せき板の打放し仕上げ (6.2.5)(表 6.2.4)</p> <p>種別 [A種 施工箇所:打放し仕上げ外壁、軒天 B種 施工箇所:上記以外 C種 施工箇所: ・その他 施工箇所:]</p> <p>コンクリートの仕上げの平たんさ ※表 6.2.5 を標準とする</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用箇所(柱・梁・壁)</th> <th>適用箇所(床)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[A種]</td> <td>化粧打放しコンクリート 塗装仕上げ 壁紙張り 接着剤による陶磁器質タイル張り</td> <td>合成樹脂塗床 ビニル系床材張り 床コンクリート直均し仕上げ フレアクセフロア(置敷式)</td> </tr> <tr> <td>[B種]</td> <td>仕上塗材塗り</td> <td>カーペット張り 防水下地 セルフレベルング材塗り</td> </tr> <tr> <td>[C種]</td> <td>セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り モルタル塗り 胴縁下地</td> <td>タイル張り モルタル塗り 二重床</td> </tr> </tbody> </table>	種類	適用箇所(柱・梁・壁)	適用箇所(床)	[A種]	化粧打放しコンクリート 塗装仕上げ 壁紙張り 接着剤による陶磁器質タイル張り	合成樹脂塗床 ビニル系床材張り 床コンクリート直均し仕上げ フレアクセフロア(置敷式)	[B種]	仕上塗材塗り	カーペット張り 防水下地 セルフレベルング材塗り	[C種]	セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り モルタル塗り 胴縁下地	タイル張り モルタル塗り 二重床						
種類	適用箇所(柱・梁・壁)	適用箇所(床)																	
[A種]	化粧打放しコンクリート 塗装仕上げ 壁紙張り 接着剤による陶磁器質タイル張り	合成樹脂塗床 ビニル系床材張り 床コンクリート直均し仕上げ フレアクセフロア(置敷式)																	
[B種]	仕上塗材塗り	カーペット張り 防水下地 セルフレベルング材塗り																	
[C種]	セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り モルタル塗り 胴縁下地	タイル張り モルタル塗り 二重床																	

41 情報共有システム	<p>(1)本工事は、工事関係者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの利用対象工事である。</p> <p>(2)受注者は、本工事で利用する情報共有システムを選定し、監督職員の承諾を得ること。(本工事に係る別途工事がある場合は、同一のシステムを利用すること。)</p> <p>(3)本工事で利用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。 (ア)利用期間:工事の引き渡しまで (イ)システム利用者:発注者、受注者、工事監理業務受注者</p> <p>(4)本工事における情報共有システムは、契約締結後、1ヶ月を目安に利用を開始すること。</p> <p>(5)詳細な運用方法については、監督職員と協議すること。</p> <p>(6)情報共有システムの使用にあたり、利用方法の内容を明確にした使用計画書を使用開始前に提出すること。</p> <p>(7)その他の事項については、「札幌市都市局営繕工事情報共有システム実施要領」(工事着手日時点の最新版を適用)による。</p>
42 情報共有システム選択型工事	<p>(1)受注者は、工事関係者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図ることを目的に、情報共有システムの利用を検討すること。</p> <p>(2)受注者は、情報共有システムの活用を希望する場合は、契約後、発注者へ協議を行うこと。(本工事に係る別途工事がある場合は、同一のシステムを利用すること。)</p> <p>(3)詳細な運用方法については、監督職員と協議すること。</p> <p>(4)情報共有システムの使用にあたり、利用方法の内容を明確にした使用計画書を使用開始前に提出すること。</p> <p>(5)その他の事項については、「札幌市都市局営繕工事情報共有システム実施要領」(工事着手日時点の最新版を適用)による。</p>
43 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用試行工事	<p>(1)この工事は、建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事の試行対象である。</p> <p>(2)建設キャリアアップシステム(CCUS)活用についての詳細は「建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」(工事着手日時点の最新版を適用)を参照すること。</p>
44 個人情報の取扱いについて	<p>個人情報の取扱いについては、「個人情報の取扱いに関する特記事項」によるものとする。</p> <p>なお、市民の声整理表、事故報告書など、工事関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合は「特記事項」による個人情報の取扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、「個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書(様式1-1)」を提出すること。</p>

2章 仮設工事

01 監督職員事務所	<p>面積(・20㎡程度 ・35㎡程度 ・65㎡程度 ・100㎡程度) (2.3.1)</p> <p>備品[・机()・椅子()・書棚()・製図板()・掛時計()・寒暖計() ・ゴム長靴()・雨かっぱ()・保護帽子()・懐中電灯() ・安全帯()・衣類カ()・消火器()・湯沸器() ・掃除具()・受注者加入電話の予備機()] ()内は数量 設備[・電灯 ・給排水 ・その他()]</p>
02 仮囲い	<p>[・鉄板製(H:3,000mm) [・現場塗装(片面) 塗装なし]] [・カーテンフェンス(H:1,800mm)] [・仮門(・パネルゲート・クロスゲート) (H:4,500mm W:5,400mm)]</p>
03 工事用水	<p>構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる(※有償 ・無償)</p>
04 工事用電力	<p>構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる(※有償 ・無償)</p>
05 工事用仮設道路	<p>範囲は図示による 材料 (・再生クワシラン 敷鉄板t22)</p>
06 危険防止	<p>・金網張 ・金網式養生柵 防炎シート(※Ⅰ類 Ⅱ類) ・ネット養生シート ・養生防護柵</p>
07 安全対策	<p>特記事項 図示による ※手すり先行足場 [手すり先行足場を使用する場合は「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月策定)」による] (2.2.4)</p>
08 快適トイレの設置	<p>(2.3.1)</p> <p>(1)受注者は、当該工事の現場内に仮設トイレを設置する場合は、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的に、快適トイレの設置を検討する。</p> <p>(2)快適トイレの設置については、「快適トイレ設置試行工事要領」(工事着手日時点の最新版を適用)に基づき実施する。</p>

09 工事標識	<p>工事に先立ち監督職員の指示する位置に設置する。 (2.3.1)</p> <p>種別 ※Aタイプ(縦850×横1760) ・Bタイプ(縦850×横800)</p> <p>表面材 : 着色カー鉄板白色厚0.35mm、文字は黒色とする。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">工事標識</td> <td>工事名</td> <td>工事</td> </tr> <tr> <td>工事期間</td> <td>令和 年 月 日～令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>受注者</td> <td>会社 社()</td> </tr> <tr> <td>(発注担当)</td> <td>札幌市都市局建築部建築工事課 Tel(211)2824</td> </tr> </table>	工事標識	工事名	工事	工事期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	受注者	会社 社()	(発注担当)	札幌市都市局建築部建築工事課 Tel(211)2824
工事標識	工事名		工事							
	工事期間		令和 年 月 日～令和 年 月 日							
	受注者		会社 社()							
	(発注担当)	札幌市都市局建築部建築工事課 Tel(211)2824								

3章 土工事

01 排水	<p>排水工法 () (3.2.2)</p> <p>排水処理の方法 ()</p>
02 埋戻し及び盛土	<p>種別 (・A種 ⅡB種 ・C種 ・D種 ・汚泥再生材) (3.2.3)(表3.2.1)</p> <p>C種の発生場所() 受入量(m³)</p>
03 建設発生土の処理	<p>※指定地へ搬出 (3.2.5)</p> <p>搬出先((仮称)北部事業予定地) 運搬距離(19.6 km)</p> <p>住所(札幌市東区中沼町136ほか)</p> <p>搬出先「札幌石狩砂利」 運搬距離(22.3 km)</p> <p>住所(小樽市銭函4丁目157-1)</p> <p>構内指示の場所に運搬 堆積 ・敷均し</p> <p>工法(親杭横矢板工法) 施工範囲 (※図示による) (3.3.1)(3.3.2)</p> <p>構造(タイプ1:横矢板 t40・H-400×400×13×21@1000・11m・頭継ぎ[-200×90×8×13.5、タイプ2:横矢板 t50・H-350×350×12×19@1500・9m) 土質</p> <p>山留め周囲の上載圧(10kN/m²) 地下水位(GL-6.7~7.2m)</p> <p>山留めの撤去(※撤去する ・存置する) (3.3.3)</p>
04 山留め	
05 汚泥再生材の使用	<p>(1)本工事で使用する汚泥再生材は、1章5節に示す施設より購入する。</p> <p>(2)使用にあたり、以下の基準を満たしていることを確認し、資料を監督職員に提出する。</p> <p>(ア)土壌環境基準(平成3年環境庁告示第46号)および土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年環境省告示第19号)に適合すること。</p> <p>(イ)コン指数800kN/m²以上の強度(国土交通省省令に定める第2種処理土以上)を持つものであること(試験については処理施設で実施)。</p> <p>(3)上記により難しい場合は、監督職員と協議する。</p>

4章 地業工事

01 試験	<p>試験杭(※行う ・行わない) (4.2.2)</p> <p>位置は図示によるほか監督職員との協議による。</p> <p>本数(・最初の1本 ・本) 杭種(※本杭と同じ ・)</p> <p>杭長(※本杭と同じ ・ m) 杭径(※本杭と同じ ・)</p> <p>杭の載荷試験(・行う ・行わない) (4.2.3)</p> <p>種類(・鉛直載荷 ・水平載荷)</p> <p>位置、本数、載荷重又報告書の記載事項は図示による。</p> <p>地盤の平板載荷試験(・行う ・行わない) (4.2.4)</p> <p>試験方法(※段階式載荷 ・段階式繰返し載荷)</p> <p>位置、載荷重又報告書の記載事項は図示による。</p>																		
02 既製コンクリート杭及び鋼杭地業	<p>杭種 (4.3.2)(4.3.4)(4.3.5)(4.3.6)(4.4.2)(4.4.4)(4.4.5)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">区分、種類</th> </tr> <tr> <td>・遠心カコンクリート杭</td> <td>・PHC杭(JIS A 5373) (・A種 ・B種 ・C種) ・RC杭</td> </tr> <tr> <td>・鋼杭</td> <td>・先端羽付回転換入鋼管杭</td> </tr> </table> <p>杭形状等</p> <table border="1"> <tr> <td>杭長(m)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>断面寸法(mm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計支持力(kN)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先端形状</td> <td>・閉塞形(平たん) ・開放形 ・半開放形 ・</td> </tr> <tr> <td>継手工法</td> <td>・アーク溶接 ・機械式継手</td> </tr> </table> <p>工法</p> <p>・セメントミルク工法(4.3.4)</p> <p>・アースオーガ-の支持地盤への掘削深さ (・1.5 m 程度)</p> <p>杭の支持地盤への根入れ深さ (・1m 以上)</p> <p>・建築基準法に基づく(認定)特定埋込工法(4.3.5) (工法:)</p>	区分、種類		・遠心カコンクリート杭	・PHC杭(JIS A 5373) (・A種 ・B種 ・C種) ・RC杭	・鋼杭	・先端羽付回転換入鋼管杭	杭長(m)		断面寸法(mm)		設計支持力(kN)		本数		先端形状	・閉塞形(平たん) ・開放形 ・半開放形 ・	継手工法	・アーク溶接 ・機械式継手
区分、種類																			
・遠心カコンクリート杭	・PHC杭(JIS A 5373) (・A種 ・B種 ・C種) ・RC杭																		
・鋼杭	・先端羽付回転換入鋼管杭																		
杭長(m)																			
断面寸法(mm)																			
設計支持力(kN)																			
本数																			
先端形状	・閉塞形(平たん) ・開放形 ・半開放形 ・																		
継手工法	・アーク溶接 ・機械式継手																		

03 場所打ちコンクリート杭地業	<p>支持地盤は図示による。 (4.3.4)(4.3.5)(4.4.4)</p> <p>杭の水平方向の位置ずれの精度 (4.3.4)(4.3.5)(4.4.4)</p> <p>(・100mm 以下 ・図示による)</p> <p>杭頭の処理は図示による。 (4.3.8)(4.4.6)</p> <p>施工記録の管理・報告</p> <p>電流値等の施工データ(アナログ式記録機械においては記録紙の原本)について、1日の作業終了時に杭施工業者よりそのコピーを受け取り、施工報告書に疑義が生じた場合には照合を行えるよう管理する。</p> <p>杭毎に施工管理記録を作成し、支持層到達の判断根拠となる資料とともに、1日の施工分を翌日中に工事監理者へ報告する。</p> <p>関連告示等の順守</p> <p>(1)基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置について【国土交通省告示第四百六十八号(平成28年3月4日)】</p> <p>(2)基礎ぐい工事における工事監理が「付添」【国土交通省住宅局】</p> <p>(3)既製コンクリート杭施工管理指針【一般財団法人日本建設業連合会】</p> <p>材料等 (4.5.4)</p> <p>鉄筋の種類、配筋、径は図示による。</p> <p>かぶり厚(mm) (・)</p> <p>セメントの種類(※高炉セメント B種 ・) (4.5.4)(表6.3.1)</p> <p>スラブ (・18 cm ・)</p> <p>コンクリート 設計基準強度($F_c =$ N/mm²)</p> <p>割増(※3 N/mm² ・6 N/mm²)</p> <p>種別 (・A種 ・B種) (表4.5.1)</p> <p>杭の施工法</p> <p>・場所打ち鋼管コンクリート杭工法(建築基準法に基づく) (4.5.6)</p> <p>・払底杭工法(建築基準法に基づく) (4.5.6)</p> <p>・上記以外の工法(・アースドリル工法 ・リバーシ工法 ・オールケーシング工法) (4.5.5)</p> <p>杭の形状及び支持地盤は図示による。 (4.5.5)(4.5.6)</p> <p>杭の水平方向の位置ずれの精度(・100mm 以下 ・図示による) (4.5.5)</p> <p>孔壁の超音波測定器による確認(・行う ・行わない) (4.5.5)</p> <p>材料(・砂 ・切込砂利 ・切込砕石 再生クワシラン) (4.6.2)</p> <p>厚さ(60mm 図示) (4.6.3)</p> <p>設計基準強度 (・15N/mm² ※18N/mm²) (4.6.4)(6.14.1)</p> <p>スラブ (15cm ・18cm)</p> <p>厚さ (※50mm ・)</p> <p>材料(※ポリエチレンフィルムt0.15mm ・) 範囲は図示による。 (4.6.2)(4.6.5)</p>
04 砂利及び砂地業	
05 捨コンクリート地業	
06 床下防湿層	

5章 鉄筋工事

01 鉄筋の種類	<p>鉄筋の種類 (表5.2.1)</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>JIS G 3112</th> <th>径</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>Ⅰ</td> <td>SD295</td> <td>D 16 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Ⅱ</td> <td>SD345</td> <td>D 19~25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Ⅲ</td> <td>SD390</td> <td>D 29 以上</td> <td></td> </tr> </table> <p>適用箇所は図示による</p>	種別	JIS G 3112	径	備考	Ⅰ	SD295	D 16 以下		Ⅱ	SD345	D 19~25		Ⅲ	SD390	D 29 以上	
種別	JIS G 3112	径	備考														
Ⅰ	SD295	D 16 以下															
Ⅱ	SD345	D 19~25															
Ⅲ	SD390	D 29 以上															
02 溶接金網	<p>溶接金網</p> <p>網目の形状(※レギュラー溶接金網 ・デザイン溶接金網)</p> <p>網目の寸法(mm) (100×100 ・150×150) (5.2.2)</p> <p>鉄線の径(・3.2mm 6.0mm) 規格番号 JIS G 3551</p>																
03 加工	<p>90°未満の折り曲げの内法直径(※構造特記による) (5.3.2)</p>																
04 継手及び定着	<p>継手 (5.3.4)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>Ⅰ 重ね継手</td> <td>・D16 以下</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ ガス圧接継手(5.4節)</td> <td>・D19 以上</td> </tr> <tr> <td>・機械式継手(5.5.2)</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・溶接継手(5.5.3)</td> <td>・</td> </tr> </table> <p>継手位置(※構造特記による ・標仕 各部配筋 参考図による)</p> <p>柱及び梁の主筋の鉄筋重ね継手の長さ(※構造特記による)</p> <p>耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さ</p> <p>(※40d と表 5.3.2 のうち大きい値 ・構造特記による)</p> <p>鉄筋の定着長さ(※表 5.3.4 による ・図示による)</p> <p>機械式定着工法</p> <p>・適用する</p> <p>適用箇所(・図示による ・)</p> <p>種類 (・図示による ・)</p> <p>ガス圧接継手の抜取試験(※超音波探傷試験 ・引張試験) (5.4.10)</p> <p>・塩害を受けるおそれのある部分、耐久性上不利な箇所(※図示による)</p> <p>機械式継手及び溶接継手 (5.5.3)(5.6.3)</p>		適用箇所	Ⅰ 重ね継手	・D16 以下	Ⅱ ガス圧接継手(5.4節)	・D19 以上	・機械式継手(5.5.2)	・	・溶接継手(5.5.3)	・						
	適用箇所																
Ⅰ 重ね継手	・D16 以下																
Ⅱ ガス圧接継手(5.4節)	・D19 以上																
・機械式継手(5.5.2)	・																
・溶接継手(5.5.3)	・																

05 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	<p>種類 (※図示による)</p> <p>品質の確認方法 (※図示による)</p> <p>継手部の試験工法(・外観試験 ・超音波探傷試験) (5.5.5)(5.6.5)</p> <p>試験項目及び試験方法(※図示による)</p> <p>不合格となった継手の修正方法等(※図示による)</p>
06 各部配筋	<p>※構造図、構造特記仕様書による (5.3.7)</p> <p>・標仕 各部配筋 参考図による(図中の【その他記載すべき事項】は図示による)</p>

6章 コンクリート工事

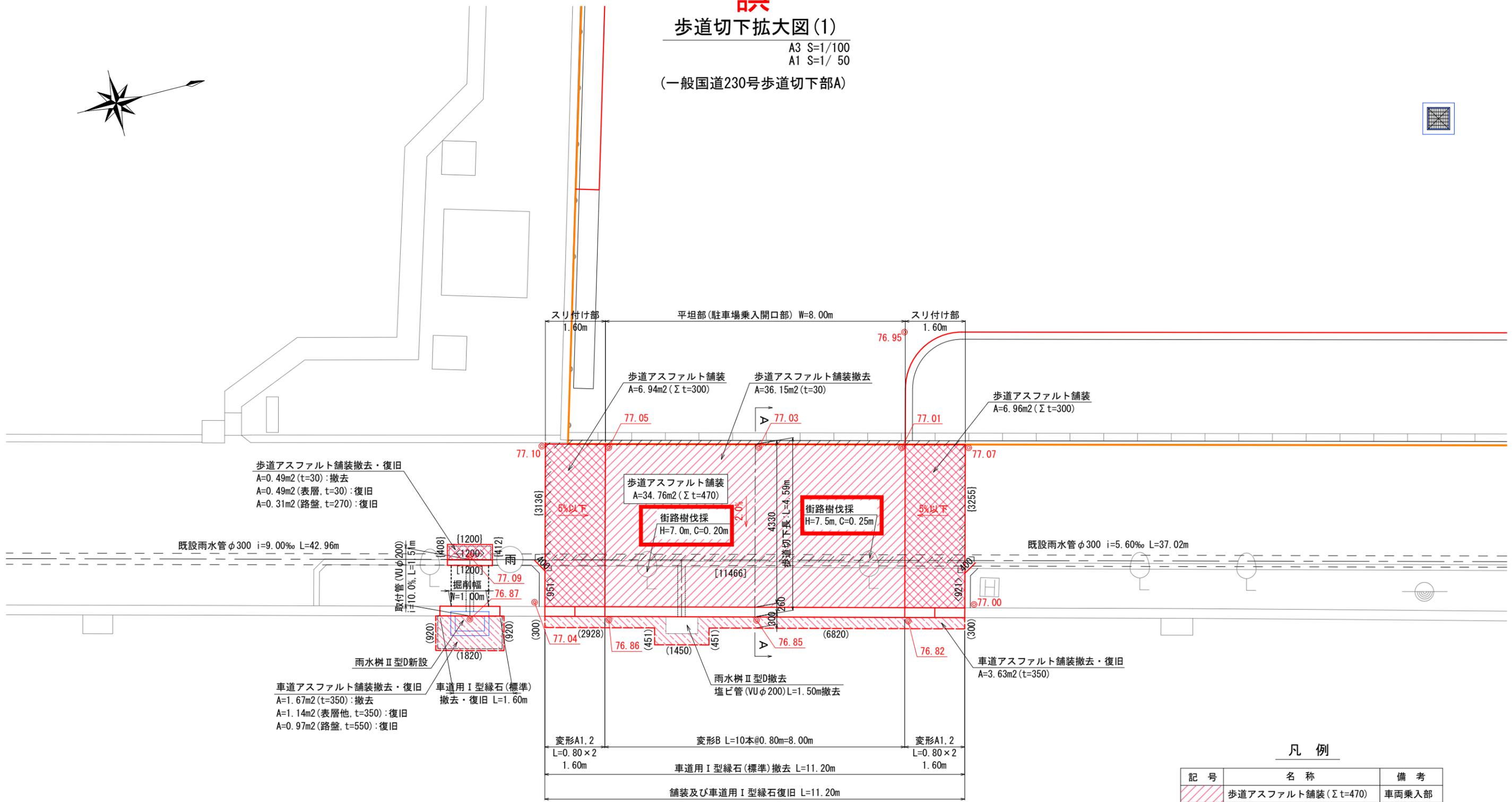
01 コンクリートの種類等	<p>コンクリートの種類(※普通コンクリート ・軽量コンクリート ・特殊コンクリート(構造特記による) ・建築基準法第37条第二号に規定されたコンクリート(構造特記による)) (6.2.1)</p> <p>コンクリートの類別 (※Ⅰ類 ・Ⅱ類) (6.2.1)(表6.2.1)</p> <p>所要気乾単位容積質量</p> <p>軽量コンクリート (※表 6.10.1 による ・) (6.10.2)</p>																		
02 コンクリートの強度及びスラブ	<p>コンクリートの強度及びスラブ (6.2.2)(6.2.4)(表6.2.2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計基準強度</th> <th>スラブ(cm)</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※ 21N/mm²</td> <td>・15 ・18</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Ⅰ 30N/mm²</td> <td>Ⅰ 15基礎・地中梁</td> <td>校舎棟</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ 33 N/mm²</td> <td>Ⅰ 18基礎・地中梁以外</td> <td>屋内運動場棟</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ 24 N/mm²</td> <td></td> <td>渡り廊下棟</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>外構は詳細図による</td> </tr> </tbody> </table>	設計基準強度	スラブ(cm)	施工箇所	※ 21N/mm ²	・15 ・18		Ⅰ 30N/mm ²	Ⅰ 15基礎・地中梁	校舎棟	Ⅱ 33 N/mm ²	Ⅰ 18基礎・地中梁以外	屋内運動場棟	Ⅲ 24 N/mm ²		渡り廊下棟			外構は詳細図による
設計基準強度	スラブ(cm)	施工箇所																	
※ 21N/mm ²	・15 ・18																		
Ⅰ 30N/mm ²	Ⅰ 15基礎・地中梁	校舎棟																	
Ⅱ 33 N/mm ²	Ⅰ 18基礎・地中梁以外	屋内運動場棟																	
Ⅲ 24 N/mm ²		渡り廊下棟																	
		外構は詳細図による																	
03 構造体コンクリートの仕上がり	<p>合板せき板の打放し仕上げ (6.2.5)(表6.2.4)</p> <p>種別 Ⅰ A種 施工箇所 : 打ち放し仕上げ外壁、軒天</p> <p>Ⅱ B種 施工箇所 : 上記以外</p> <p>・C種 施工箇所 :</p> <p>・その他 施工箇所 :</p> <p>コンクリートの仕上がりの平たんさ ※表 6.2.5 を標準とする</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用箇所(柱・梁・壁)</th> <th>適用箇所(床)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⅰ B種</td> <td>化粧打放しコンクリート 塗装仕上げ 壁紙張り</td> <td>合成樹脂塗床 ビニル系床材張り 床コンクリート直均し仕上げ フリーストップ材張り(置敷式)</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ B種</td> <td>仕上塗材塗り</td> <td>カーペット張り 防水下地 セルフレベルング材塗り</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ C種</td> <td>セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り モルタル塗り 胴縁下地</td> <td>タイル張り モルタル塗り 二重床</td> </tr> </tbody> </table>	種類	適用箇所(柱・梁・壁)	適用箇所(床)	Ⅰ B種	化粧打放しコンクリート 塗装仕上げ 壁紙張り	合成樹脂塗床 ビニル系床材張り 床コンクリート直均し仕上げ フリーストップ材張り(置敷式)	Ⅱ B種	仕上塗材塗り	カーペット張り 防水下地 セルフレベルング材塗り	Ⅲ C種	セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り モルタル塗り 胴縁下地	タイル張り モルタル塗り 二重床						
種類	適用箇所(柱・梁・壁)	適用箇所(床)																	
Ⅰ B種	化粧打放しコンクリート 塗装仕上げ 壁紙張り	合成樹脂塗床 ビニル系床材張り 床コンクリート直均し仕上げ フリーストップ材張り(置敷式)																	
Ⅱ B種	仕上塗材塗り	カーペット張り 防水下地 セルフレベルング材塗り																	
Ⅲ C種	セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り モルタル塗り 胴縁下地	タイル張り モルタル塗り 二重床																	

誤

歩道切下拡大図(1)

A3 S=1/100
A1 S=1/ 50

(一般国道230号歩道切下部A)



凡例

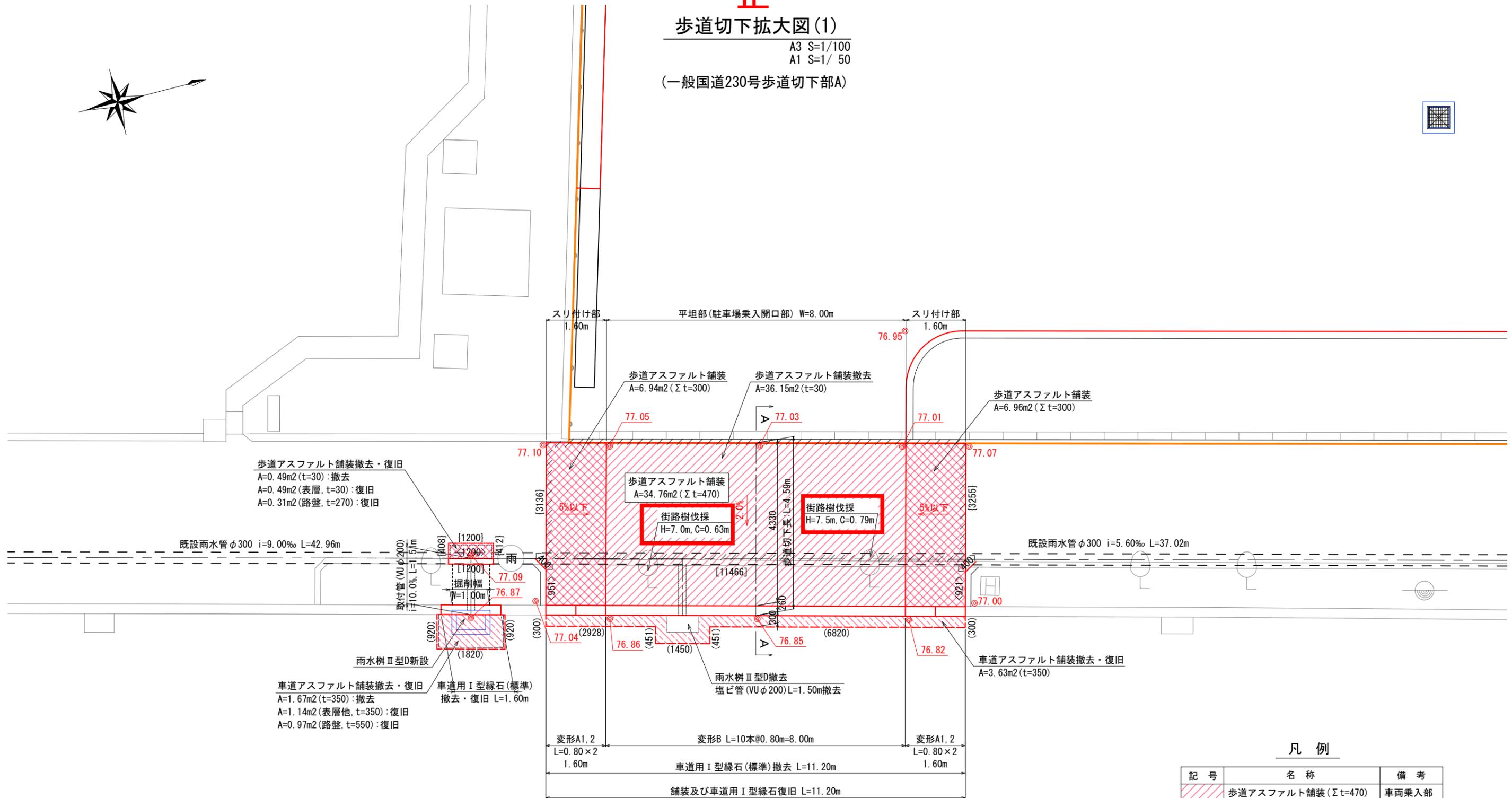
記号	名称	備考
	歩道アスファルト舗装 (Σ t=470)	車両乗入部
	歩道アスファルト舗装 (Σ t=300)	
	車道アスファルト舗装 (t=350)	(Σ t=900)
<10.00>	舗装止縁石及び植樹帯仕切石	
	アスファルト舗装撤去 (t=30)	
(10.00)	舗装切断 (t=350)	
[10.00]	舗装切断 (t=30)	
[10.00]	舗装止縁石撤去	

正

歩道切下拡大図(1)

A3 S=1/100
A1 S=1/ 50

(一般国道230号歩道切下部A)



凡例

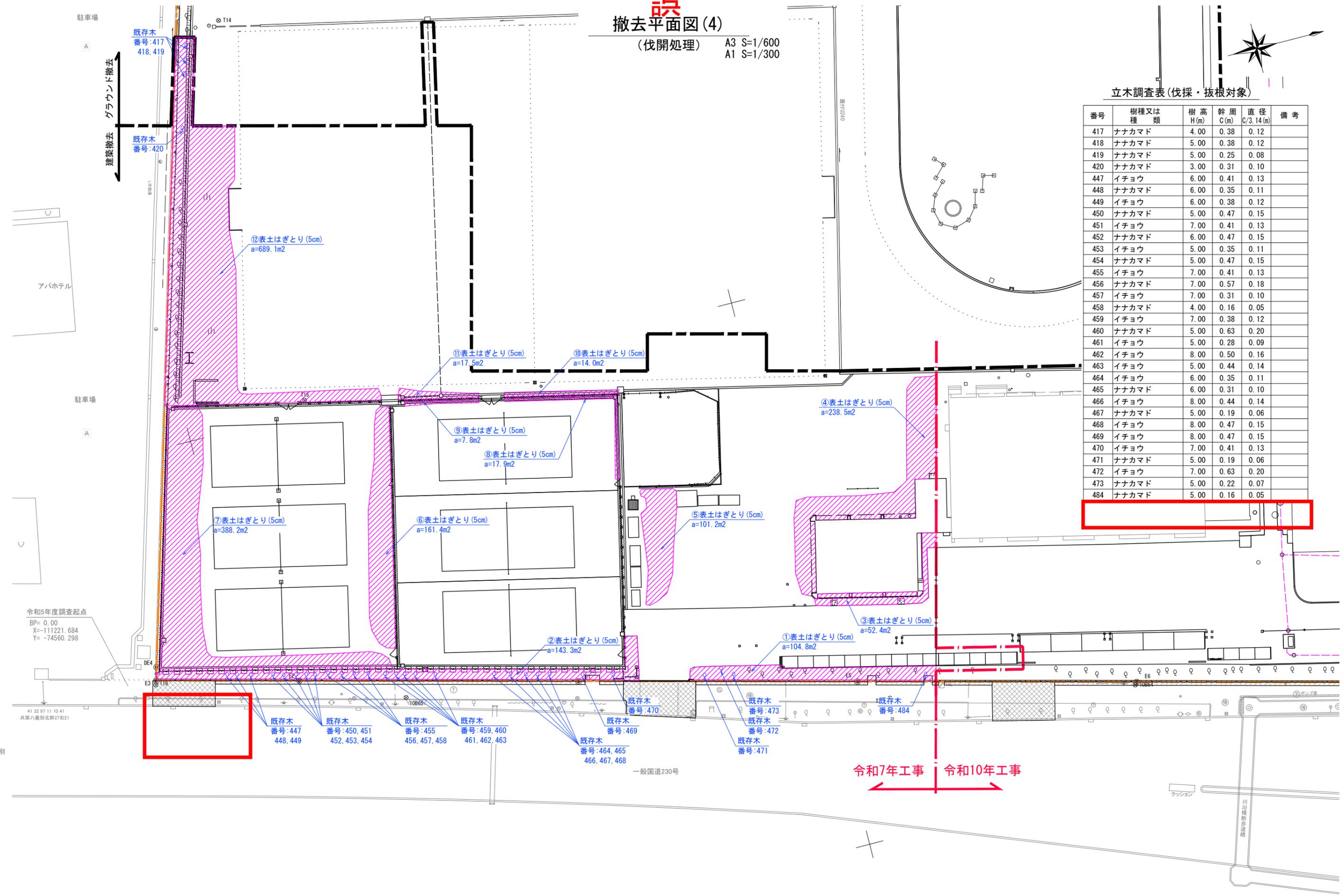
記号	名称	備考
	歩道アスファルト舗装 (Σ t=470)	車両乗入部
	歩道アスファルト舗装 (Σ t=300)	
	車道アスファルト舗装 (t=350)	(Σ t=900)
<10.00>	舗装止縁石及び植樹帯仕切石	
	アスファルト舗装撤去 (t=30)	
(10.00)	舗装切断 (t=350)	
[10.00]	舗装切断 (t=30)	
[10.00]	舗装止縁石撤去	

誤 撤去平面図(4)

(伐開処理) A3 S=1/600
A1 S=1/300

立木調査表(伐採・抜根対象)

番号	樹種又は種類	樹高 H(m)	幹周 C(m)	直径 C/3.14(m)	備考
417	ナナカマド	4.00	0.38	0.12	
418	ナナカマド	5.00	0.38	0.12	
419	ナナカマド	5.00	0.25	0.08	
420	ナナカマド	3.00	0.31	0.10	
447	イチョウ	6.00	0.41	0.13	
448	ナナカマド	6.00	0.35	0.11	
449	イチョウ	6.00	0.38	0.12	
450	ナナカマド	5.00	0.47	0.15	
451	イチョウ	7.00	0.41	0.13	
452	ナナカマド	6.00	0.47	0.15	
453	イチョウ	5.00	0.35	0.11	
454	ナナカマド	5.00	0.47	0.15	
455	イチョウ	7.00	0.41	0.13	
456	ナナカマド	7.00	0.57	0.18	
457	イチョウ	7.00	0.31	0.10	
458	ナナカマド	4.00	0.16	0.05	
459	イチョウ	7.00	0.38	0.12	
460	ナナカマド	5.00	0.63	0.20	
461	イチョウ	5.00	0.28	0.09	
462	イチョウ	8.00	0.50	0.16	
463	イチョウ	5.00	0.44	0.14	
464	イチョウ	6.00	0.35	0.11	
465	ナナカマド	6.00	0.31	0.10	
466	イチョウ	8.00	0.44	0.14	
467	ナナカマド	5.00	0.19	0.06	
468	イチョウ	8.00	0.47	0.15	
469	イチョウ	8.00	0.47	0.15	
470	イチョウ	7.00	0.41	0.13	
471	ナナカマド	5.00	0.19	0.06	
472	イチョウ	7.00	0.63	0.20	
473	ナナカマド	5.00	0.22	0.07	
484	ナナカマド	5.00	0.16	0.05	



正 撤去平面図(4)

(伐開処理) A3 S=1/600
A1 S=1/300

立木調査表(伐採・抜根対象)

番号	樹種又は種類	樹高 H(m)	幹周 C(m)	直径 C/3.14(m)	備考
417	ナナカマド	4.00	0.38	0.12	
418	ナナカマド	5.00	0.38	0.12	
419	ナナカマド	5.00	0.25	0.08	
420	ナナカマド	3.00	0.31	0.10	
447	イチョウ	6.00	0.41	0.13	
448	ナナカマド	6.00	0.35	0.11	
449	イチョウ	6.00	0.38	0.12	
450	ナナカマド	5.00	0.47	0.15	
451	イチョウ	7.00	0.41	0.13	
452	ナナカマド	6.00	0.47	0.15	
453	イチョウ	5.00	0.35	0.11	
454	ナナカマド	5.00	0.47	0.15	
455	イチョウ	7.00	0.41	0.13	
456	ナナカマド	7.00	0.57	0.18	
457	イチョウ	7.00	0.31	0.10	
458	ナナカマド	4.00	0.16	0.05	
459	イチョウ	7.00	0.38	0.12	
460	ナナカマド	5.00	0.63	0.20	
461	イチョウ	5.00	0.28	0.09	
462	イチョウ	8.00	0.50	0.16	
463	イチョウ	5.00	0.44	0.14	
464	イチョウ	6.00	0.35	0.11	
465	ナナカマド	6.00	0.31	0.10	
466	イチョウ	8.00	0.44	0.14	
467	ナナカマド	5.00	0.19	0.06	
468	イチョウ	8.00	0.47	0.15	
469	イチョウ	8.00	0.47	0.15	
470	イチョウ	7.00	0.41	0.13	
471	ナナカマド	5.00	0.19	0.06	
472	イチョウ	7.00	0.63	0.20	
473	ナナカマド	5.00	0.22	0.07	
484	ナナカマド	5.00	0.16	0.05	
1	イチョウ	7.00	0.63	0.20	
2	イチョウ	7.50	0.79	0.25	

